

新規事業提案一覧表

資料 1-3

提案の内容					処理方針(案)	備考	
NO	章	節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
1	第1	第1	障害者差別解消法に伴う 接遇対応研修の実施と接 遇マニュアルの作成 提案 庁内推進会議	障害者の「不当な差別取り扱い」禁止と「障害者への合理的配 慮」に対応するため、職員の研修と、窓口業務等の接遇マニ ュアルの作成を行うとともに、市民への周知を図ります。	障害福祉課	計画に追加 第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心 を育むために～ 第1節 障害のある人の権利を守る	
2	第1	第1	障害者虐待防止サポート センターの設置 提案 庁内推進会議	障害者虐待防止サポートセンターを設置して、相談員を置き、 障害者虐待防止、障害者差別解消のための相談及び事案に 対する対応業務を行います。また、障害者の虐待防止のため のシステムを再構築するとともに、虐待を監視する障害福祉オ ンブズマンの設置について検討していきます。	障害福祉課	計画に追加 第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心 を育むために～ 第1節 障害のある人の権利を守る	
3	第1	第1	手話言語の普及等に向け た制度化の調査研究 提案 計画推進部会	ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理 解し共生することができる社会を築くため、手話が言語である との認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、行政、市 民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の 普及等に向けた制度化の調査研究を行っていく。	障害福祉課	計画に追加 第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心 を育むために～ 第1節 障害のある人の権利を守る	長野県でも条例化について検討中
4	第1	第1	障害者差別解消法の周知 提案 計画推進部会	市政出前で、項目を作り、学習しやすくして、推進する。	障害福祉課	他の事業に取り込み 第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心 を育むために～ 第1節 障害のある人の権利を守る 障害者権利擁護センターの設置	障害者権利擁護センターの設置 (事業内容) 障害者差別解消法の施行に伴い、障害者権利擁 護センターの設置及び、相談窓口として、障害者 権利擁護サポートセンターを開設します。 また、市民への障害者差別解消法等の周知を行 います。 将来的には、障害者虐待防止サポートセンターと 統合し、相談窓口を一本化していきます。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
5	第1 第1	選挙の投票所で視覚障害者への配慮 提案 計画推進部会	投票所にて代筆の場合は、音声が入らないよう別室を設ける。期日前投票には、候補者の名前を読み上げて欲しい	選挙管理委員会事務局	他の事業に取り込み 第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心を育むために～ 第1節 障害のある人の権利を守る 障害当事者のための選挙についての説明会の実施	障害当事者のための選挙についての説明会の実施 (事業内容) 長野市障害ふくしネット当事者部会の主催による、障害当事者を対象とした説明会を実施します。また、選挙管理委員会の職員等を講師として点字投票や代理投票、期日前投票などの制度を説明します。 (状況説明) 投票所にて代筆の場合は、2人の職員で対応しながらほかの投票者に聞こえないよう配慮しながら行っている。 選挙公報のテープを用意しているので希望があれば聞くことができる。(自宅への送付も可能)現在の制度で実施している
6	第2 第1	障害当事者による地域での総合的な相談支援事業 提案 計画推進部会	重度障害者(ALSその他難病)の医療介護保障における、介護保険のサービスを越えた部分について、障害福祉サービスの利用計画に盛り込むため、障害者が相談員となり、計画作成に参画する。		将来的検討事項	介護保険サービス及び障害福祉サービスの組み合わせで、一部行っている介護等を総合的な制度に組みなおす提案。
7	第2 第1	心身障害者相談員設置 提案 計画推進部会	身体に障害のある人の更生支援に熱意と識見を持っている人を、長野市心身障害者相談員に選任して、身近な地域において障害のある人の相談に応じ、身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う。	障害福祉課	計画に追加 第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～ 第1節 相談支援体制の促進	長野市各地区に在住する障害のある人又は保護者の中から52名を選任し、身体障害37名(内視覚障害2名、聴覚障害2名)知的障害13名、精神障害2名に担当を区分している。 自宅その他において、相談、手続きの案内、専門機関への引継ぎなどの相談活動を行うとともに心身障害者相談員協議会を組織して研修、連携を図っている。
8	第2 第1	発達支援センター(社会生活支援センター) 提案 計画推進部会	発達障害のある人への支援は、医療、保健、子育て、保育、教育、福祉、司法等、多くの行政機関や専門機関が関わっている。そのため、当事者や家族の相談窓口も年齢や相談内容に応じて分かれており、結果として、必要な人に必要な支援が届きづらく、特に思春期以降、精神疾患やひきこもりといった二次的な障害によって社会的居場所を失うケースも少なくない。また、必ずしも医療や福祉といった専門的な支援を必要としない人も多い。発達の・社会的特性をも含めた発達障害のある人の総合的な相談窓口の設置が必要である。		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	県の発達支援センターを有効活用していく

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
9	第2 第1	協議会等特別スーパーバイザー(講師等)派遣事業 提案 計画推進部会	県の協議会への特別スーパーバイザー派遣事業のように、学習会費用を申請により、助成する		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	既存の事業で当面对応していく。
10	第2 第1	障害当事者活動補助金 提案 計画推進部会	障害当事者活動の推進のために、障害者団体向けのハードルの低い補助金の新設		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	予算的な措置や制度の創設が必要なので、今後財政課等と協議が必要。
11	第2 第2	障害福祉計画の推進 提案 庁内推進会議	長野市障害福祉計画で、相談支援サービス事業、成年後見制度利用支援事業などのサービス量を見込み、計画的に実施していきます。	障害福祉課	計画に追加 第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～ 第2節 福祉サービスの充実	
12	第2 第2	医療的ケアの必要な重度障害者の受け入れ態勢を 図る福祉、医療連携の推進 提案 計画推進部会	医療依存度の高い障害のある人は、家族の負担が大きく、福祉制度だけでは限界があるため、医療制度の活用も視野に 入れた福祉と医療機関の連携を推進していく。	障害福祉課	計画に追加 第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～ 第2節 福祉サービスの充実	現在行っている事業であるが、基本計画に載っていないため、今回新規追加していく。
13	第2 第2	障害者が利用する主要施設を巡回するリムジンバスの導入 提案 計画推進部会	市の主要施設を巡回するリムジン(ユニバーサルデザイン)バスの運行		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	(状況説明) サンアップル、桃の郷などの大きな施設や、特別支援学校、病院に、バスで行きにくい場所がある みんなが通うところは、使いやすい路線にしておく必要がある →地域や地域福祉施設・病院・特別支援学校と協議しながら、交通弱者にとって、使いやすいバス路線の確保をしていく 長野駅からMウエーブ、南長野運動公園の路線については、施設でイベント等を開催する場合は、イベント開催者がシャトルバス等の配車をしている。

提案の内容			担当課	処理方針(案)	備考	
NO	章 節	事業名称				事業内容(継続の場合、課題含む)
14	第2 第2	視覚障害者の情報・相談 および在宅生活支援体制 の検討 提案 計画推進部会	視覚障害者に関しての、生活を支える読み書きに関する在宅サービス(代読など:ヘルパー派遣事業が使えない、時間不足等の際に、代読のみを行なえる内容)、また、主に、中途障害者が、法定サービス調整以外の生活に関する情報入手・相談ができる体制(相談支援専門員等も細かい点を相談できるようなところ)、県の「視覚障がい者社会生活訓練」の長野市版の実施を含めた社会的リハビリテーション、生活に関する、などの体制づくりについて、検討をする また、長野市身障相談員については、障害ごとに相談員にお聞きしやすいようにし、視覚障害者は視覚障害の事を相談員に相談できる工夫をしてもらっていく	障害福祉課	<p>他の事業に取り込み</p> <p>第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～ 第2節 福祉サービスの充実 タイムケア事業（介護者拡大）</p> <p>第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるように～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業</p> <p>第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～ 第1節 相談支援体制の促進 心身障害者相談員設置</p>	<p>タイムケア事業（介護者拡大）他 （事業内容） 登録された事業所や個人が障害のある人を一時預かりすることで、介護者の負担の軽減を図っています。また、サービス事業所と連携し、タイムケア介護者の確保に努めるとともに、サービスの一層の周知を図っていきます。</p> <p>情報バリアフリー事業 （事業内容） 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。</p> <p>心身障害者相談員設置 （事業内容） 身体に障害のある人の更生援護に熱意と識見を持っている人を、長野市心身障害者相談員に選任して、身近な地域において障害のある人の相談に応じ、身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う。</p>
15	第2 第2	入浴における光熱水費補助 事業の検討 提案 計画推進部会	特浴及び、一般よくの光熱水費の補助又は加算等の検討		<p>将来的検討事項</p> <p>事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要</p>	<p>特浴設備のある事業所数 4 ヶ所 一般浴実施の事業所数 ヶ所</p> <p>予算的な措置や制度の創設が必要なので、今後財政課等と協議が必要。</p>

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
16	第2 第2	入浴における人件費補助事業の検討 提案 計画推進部会	特浴及び人件費の補助又は加算等の検討		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	特浴設備のある事業所数 4ヶ所 一般浴実施の事業所数 ヶ所 予算的な措置や制度の創設が必要なので、今後財政課等と協議が必要。
17	第3 第1	長期にわたる疾病等のため、定期予防接種を受けられなかった人への定期予防接種の実施 提案 庁内推進会議	長期にわたる疾病等のため、定期予防接種を受けることができなかった人を対象に、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しています。	健康課	計画に追加 第3章 暮らしの充実～安心して生活するために～ 第1節 生活基盤の整備	
18	第3 第1	高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザの定期予防接種の実施 提案 庁内推進会議	60～64歳のうち予防接種法に基づく障害等に該当し希望する人に、高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザの定期予防接種を実施しています。	健康課	計画に追加 第3章 暮らしの充実～安心して生活するために～ 第1節 生活基盤の整備	
19	第3 第1	障害者の住宅手当の支給施策の創設 提案 計画推進部会	障害者が自立的な社会生活を営むために、生活保護の「住居手当」に相当する制度の創設		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	(状況説明) 国の制度改正によるところが大きい。
20	第3 第2	障害者アートの創作・展示のミュージアム的な施設を設置 提案 計画推進部会	知的障害の有る児童生徒のうち、特に文化芸術面に優れた才能を秘めたものが多く、その作品のもたらすインパクトは、障害のない多くの人々にも、驚愕の感動を与えている。□・(新規事業の創設の要望)長野市に障害者アートの創作・展示のミュージアム的な施設を設置し、指導者の育成を。		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	(状況説明) 特別な支援が必要な児童生徒の作品については、秋のふれあい展で公開したり、市民ギャラリーや相談センターの展示スペースで発表している。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
21	第4第1	こども相談室の相談事業 提案 庁内推進会議	0歳～18歳までの子どもに関する様々な相談を受付ける総合的窓口です。また、教育部門・福祉部門等と連携して対応し、適切な支援に結びつけていきます。	子育て支援課	計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実	
22	第4第1	発達支援あんしんネットワーク事業 提案 庁内推進会議	発達について専門的な支援が必要な子どもや保護者に対して、情報を共有するとともに、関係機関との連携・協力を図り、適切かつ総合的な支援につなげていくことを目指します。また、発達に課題や偏りを持つと思われる園児に対し、こども相談室職員が関係機関と連携し、保育担当者や保護者に対して相談・指導を行なうとともに、園全体で適切な対応ができるように支援していきます。	子育て支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課 健康課 学校教育課	計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実	
23	第4第2	障害福祉計画の推進 提案 庁内推進会議	長野市障害福祉計画で、児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業などのサービス量を見込み、計画的に実施していきます。	障害福祉課	計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第2節 福祉サービスの充実	
24	第4第2	障害者(児)の移送・移動支援 提案 計画推進部会	障害者(児)の移送・移動支援を行う。通院・通学の利用も視野に入れた制度。		中間見直しの後 庁内推進会議に提案	(状況説明) ・小学生まではファミリーサポートで対応可能だが、中学生以上は対象になっていない。 ・国県において制度化に向けて検討しているので、その動向を見ながら対応していく
25	第4第2	通学手段についての支援 提案 計画推進部会	行政主体で、学校への移送サービスを行う		中間見直しの後 庁内推進会議に提案	障害者(児)の移送・移動支援と合わせて検討していく。
26	第4第2	市立の小中高に医療的ケアのできる要員の配置 提案 計画推進部会	インクルーシブ教育の推進する上で、本人の能力を最大限に伸ばすことができるように、本人や保護者の希望を尊重し、学校との合意形成を図るとともに、指導員の配置などの基礎的環境を整備していきます。	学校教育課	学校教育課で協議中 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第2節 福祉サービスの充実	医療的ケアのできる要員の配置については、特別支援教育支援員配置 すでに対応している。 医療的ケアの必要な児童生徒においては、保護者との十分な話し合いの上、就学先について決定している。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
27	第4 第3	学校巡回相談関係者の連携と情報共有の推進 提案 計画推進部会	学校に関わる相談関係者の包括的把握と連携を図る。教育センター教育相談担当、巡回相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーター、登校支援コーディネーター、特別支援学校教育相談担当及び福祉関連の相談関係者の連携。	学校教育課	学校教育課で協議中 中間見直しの後 庁内推進会議に提案	現状は教育相談は教育センター教育相談担当に、子どもをみるのは巡回相談員、特別支援コーディネーターに市の体制を知らせているが周知しにくい。これを解消するための事業。 6校ネットとの連携をどうするか検討。 福祉の療育コーディネーター、子ども相談員(長野市委託)との連携を検討。
28	第4 第3	放課後子ども総合プラン施設児童館、児童センター、プラザへの巡回相談支援 提案 計画推進部会	放課後子ども総合プラン施設において、特別な配慮が必要な児童の利用希望が増加する中、支援員の障害等への理解促進や、療育コーディネーター等専門スタッフによる相談支援の充実を図ります。	こども政策課 障害福祉課	計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第3節 教育的支援の充実	特別な配慮が必要な児童のために、放課後子ども総合プランの充実を図る。 社協で巡回行っている療育コーディネーター、障害者相談支援センター(児童担当)相談員と連携して児童館、児童センター、プラザを支援する体制を検討する。
29	第4 第3	保育所等訪問支援の促進 提案 計画推進部会	障害児が通う保育園等を訪問して支援を行う保育所等訪問支援事業において、学校、児童センター、プラザにおける利用の促進を図る。	【障害福祉課】	計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第3節 教育的支援の充実	・法定サービスで行っている事業。
30	第4 第3	障害児の社会体験機会の充実 提案 計画推進部会	障害児が放課後や休日に社会体験できる場を提供する。		中間見直しの後 庁内推進会議に提案	障害のある人が小さい頃から働くことに意識を向けていくために、小中学生で、希望者を募り職場体験を行っていきます。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
31	第4 第3	<p>特別な支援が必要な園児への支援充実</p> <p>提案 計画推進部会</p>	<p>市立保育園で複数の相談機関が関わっている場合もあることから、特別支援保育コーディネーターを指名し、関係者・関係機関との連絡調整を実施します。できれば各園1名、無理なら各地区1名。(私立幼稚園についても連携をした方がいいとは思いますがまずは市立から)</p>	保育・幼稚園課	<p>保育・幼稚園課で検討中</p> <p>既存事業に取り込み 又は計画に追加(検討中)</p> <p>第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実 No.105 障害児保育事業</p> <p>コーディネーターの指名については、今後関係課と調整していく。</p>	<p>障害児保育事業 (事業内容) 市内の保育士・幼稚園教諭等を対象に、研修会を実施して、保育士の障害理解の促進と障害の特性と保育の最新の考えや関係機関との連携のあり方を学び、質の向上を図っています。また、心身の発達状況により入園が適当と認められる医療ケアの必要な子どもの保育園への受け入れ体制の整備を行います。</p> <p>(状況説明) 保育園、幼稚園、認定こども園における特別な支援が必要な園児については、園長等が相談関係者・関係機関との連絡調整を実施しながら、必要な支援を行っています。</p> <p>特別な支援については、研修会等を実施して、保育士の障害理解を促進するとともに、保育の最新の考えや関係機関との連携のあり方を学び、質の向上を図っていきます。</p> <p>また、心身の発達状況により入園が適当と認められる医療ケアの必要な子どもの保育園への受け入れ体制の整備を行います。</p>
32	第4 第3	<p>特別支援保育の連携推進</p> <p>提案 計画推進部会</p>	<p>特別支援保育コーディネーターのコーディネート力を高めるための情報交換、研修を実施。園・小学校間における移行支援の情報交換を行う。</p>	保育・幼稚園課	<p>保育・幼稚園課で検討中</p> <p>第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第3節 教育的支援の充実</p>	<p>(検討している事業内容) 特別支援保育について、研究及び関係者との調整を行うために、地域発達支援会議や園長会等に関係機関等との情報交換を行っています。また、学校への移行支援のための情報交換を行っています。</p>

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
33	第4 第3	学習困難な児童生徒に対するアセスメント 提案 計画推進部会	平成28年度から施行になる障害者差別解消法の「合理的配慮」として、学習困難な児童生徒に対する支援を実施する。学習困難な児童生徒に対する適切なアセスメントが行われるように、教員の技能向上に資する研修を実施する。また、専門的な知識がなくてもアセスメントが出来るような簡易アセスメントツールの検討を行う。	学校教育課	学校教育課で協議中 計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第3節 教育的支援の充実	
34	第4 第3	学習困難な児童生徒に対する支援 提案 計画推進部会	平成28年度から施行になる障害者差別解消法の「合理的配慮」として、学習困難な児童生徒に対する支援を実施する。学習困難な児童生徒がより学びやすくなるような支援方法や有効だった事例を集約し、教員の技術向上のために情報を提供する。	学校教育課	学校教育課で協議中 計画に追加 第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～ 第3節 教育的支援の充実	
35	第5 第2	地域活動支援センターの充実 提案 庁内推進会議	障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートするため、地域活動支援センターの充実を図ります。	障害福祉課	計画に追加 第5章 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～ 第2節 日中活動の充実	
36	第5 第3	働く知的障害の賃金について、最低賃金の適用の拡充を図る 提案 計画推進部会	長野市が障害者総合支援法に基づき支給する各授産施設の就労の対価となる工賃について全市的な調査を行い、授産施設の工賃についても、最低賃金の適用の拡充を図るべきである。通勤に係る経費が「工賃」を上回ることの無いような施策を講ずるべきである。	障害福祉課	将来的検討事項 本文に明記	課題の指摘であるため、第5章第3節の本文に盛り込む
37	第5 第3	優先調達促進のための計画及び実態調査の実施 提案 庁内推進会議	優先調達促進のため庁内連携すると共に、推進のための情報共有や実態調査を行い、推進を図る。	障害福祉課	計画に追加 第5章 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～ 第4節 優先調達の推進	
38	第5 第3	優先調達方針の策定 提案 庁内推進会議	毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、優先調達の推進に取り組む。	障害福祉課	計画に追加 第5章 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～ 第4節 優先調達の推進	

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
39	第6 第1	街かど調査 提案 計画推進部会	歩道等の安全点検(長野駅から七瀬方面)	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるように～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進 やさしいまちづくり事業	やさしいまちづくり事業 (事業内容) 障害者団体と関係各課でまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っています。
40	第6 第1	スポーツ施設、コンベンションホール等のサイトライン確保の推進。 提案 計画推進部会	長野市の所管するスポーツ施設やコンベンションホールの改修に当たっては、車いす使用者の観戦に配慮してサイトラインを確保出来るよう推進していく。	スポーツ課 観光振興課 庶務課 第一庁舎・長野市 芸術館建設事務局を追加調整中	スポーツ課、観光振興課で協議中 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるように～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進	現在主な施設については、サイトラインを確保している。
41	第6 第1	国土交通省のバスのバリアフリー整備事業に長野市独自の補助金上乗せ 提案 計画推進部会	市の補助金上乗せで、リムジン(ユニバーサルデザイン)バスの推進を図る。		将来的検討事項 事業化には予算的なものや庁内各課との調整が必要	予算的な措置や制度の創設が必要なので、今後財政課等と協議が必要。
42	第6 第1	災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化 提案 計画推進部会	東日本大震災における死者の数について調べたところ障害の有る人の死者数は、障害のない人の2倍であったことが報告されている。このことから緊急時における、障害者及び高齢者に特化した、避難計画の策定が急がれている。		中間見直しの後 庁内推進会議に提案	避難行動要支援者支援 関連
43	第6 第1	ユニバーサルデザイン推進体制の構築 提案 庁内推進会議	ユニバーサルデザインの推進のため、情報の共有等に関して検討し、連携を図っていきます	障害福祉課	計画に追加 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるように～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進	

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
44	第6 第1	歩道の舗装を含む安全点検 提案 計画推進部会	歩道の舗装を含む安全点検は、急務の課題であり、行政、住民自治協議会、障害者の当事者団体、乳幼児の保護者、高齢者等による、「歩行者の安全にかかわる歩道の安全点検事業」の実施が必要である。	道路課 維持課を追加調整	既存事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進 視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)設置工事 あんしん歩行空間事業	視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)設置工事 (事業内容) 「まちかど点検」等により街中の歩行者交通の多い路線を中心に視覚障害者ブロック設置工事(障害福祉課予算)を行います。今後も、障害のある人のニーズに適した視覚障害者ブロック設置工事を実施していきます。 あんしん歩行空間事業 (事業内容) 障害のある人・高齢者を含む全ての人々が安全で安心して通行可能な空間を目指して、歩道巻込み部等の歩道段差解消を毎年実施しており、障害のある人だけでなく、自転車利用者にも好評を博してきました。しかし箇所数に対して予算規模が小さいため、全市的に解消するためには時間を要することが課題です。
45	第6 第1	バス停の安全検証事業 提案 計画推進部会	バス停の検証事業。ぐるりん号の路線の内長野駅から善光寺口に至る経路での検証作業を提唱します。	障害福祉課 交通政策課	既存事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進 やさしいまちづくり事業 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金バス待合所設置事業補助	やさしいまちづくり事業で対応 (事業内容) 障害者団体と関係各課でまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っています。 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金バス待合所設置事業補助で対応 (事業内容) 高齢者や障害者等が移動する際の利便性や安全性を高めるため、駅・パスターミナルなどの「旅客施設」やバス・電車などの「車両等」のバリアフリー化を促進するため、事業者が行う整備に対し補助を行っています。 快適なバス待合環境を整備するため、バス停に腰掛や屋根等を設置する事業に対しても補助を行っています。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
46	第6 第1	多目的トイレの増設と障害者優先の啓発 提案 計画推進部会	多目的トイレの利用者が増え、障害者等の利用者が、多目的トイレの使用に困窮していることへの啓発事業に実施を検討すべき。	衛生センター 障害福祉課	既存事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進 公衆トイレの整備及び維持管理事業 第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心を育むために～ 第2節 障害を理解する 障害のある人にやさしいまちづくり事業…地域住民向けの学習会の開催	公衆トイレの整備及び維持管理事業 (事業内容) 公衆トイレを新設する際には、ユニバーサルデザイン、バリアフリー新法に則した整備に努め、オストメイト対応設備等も設置を検討しています。既存施設の改修等では、洋式便器への交換、手すり、ベビーシートやオストメイト対応設備が設置可能か検討し、計画及び実施すると共に、安全、清潔で良好なトイレ環境の提供に努めています。 障害のある人にやさしいまちづくり事業…地域住民向けの学習会の開催 (事業内容) 障害者差別解消法に基づく、障害者への合理的配慮について、学習会等を利用して広く周知・推進をしていきます。
47	第6 第1	身障者用駐車場の増設推進 提案 計画推進部会	バリアフリー新法では、全駐車スペースの2%となっているが、高齢者、妊婦、けが人等も使えるユニバーサル駐車場となっているので、不足しているので増設推進していく。		中間見直しの後 庁内推進会議に提案	駐車場に関する諸課題についての検討を行う。
48	第6 第1	バリアフリー新法の周知事業 提案 計画推進部会	市政出前で、項目を作り、学習しやすくして推進する	障害福祉課	既存事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進 バリアフリー新法の周知	バリアフリー新法の周知で対応 (事業内容) バリアフリー新法を始め、障害者権利条約や障害者差別解消法について、一体的に周知や理解促進を図っていきます。
49	第6 第1	子ども病院通院(見舞い)補助 提案 計画推進部会	出世時から、重い障害のある子は、安曇野の子ども病院へ入院する。保護者がそこに見舞いに行くのはかなりの負担がある。そのようなところに支援できる事業を設立		将来的検討事項	予算的な措置が必要なので、今後財政課等と協議が必要。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
50	第6 第1	音声コード普及推進事業 提案 計画推進部会	情報のバリアフリー化の一環として、市の広報出版物への音声コード付与の実施と情報のユニバーサルデザインとして民間事業者等へ普及促進のための研修会を開催する。 併せて、音声コード読取機器の操作研修やアプリなど最新ツールの紹介等も行う。	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
51	第6 第1	信号機の音量 提案 計画推進部会	音が小さく聞き取れない箇所があるので、音量は一定にしてほしい	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第1節 ユニバーサルデザインの推進 やさしいまちづくり事業	やさしいまちづくり事業 (事業内容) 障害者団体と関係各課でまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っています。
52	第6 第3	在宅での対面朗読サービスの事業化の研究。 提案 計画推進部会	市立図書館に行かずとも、自宅にて視覚障害者が朗読を受けられるようなサービスが必要である。 多くの郵便物を持って市立図書館へ行けないこともあるので訪問朗読の事業化について研究していく。	図書館	既存事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 点字図書・録音図書(CD・カセットテープ)の貸出し、拡大読書器の設置、対面朗読	点字図書・録音図書(CD・カセットテープ)の貸出し、拡大読書器の設置、対面朗読 (事業内容) 北信地域に在住又は長野市内に通勤通学する視覚障害者の方に、点字図書・録音図書を郵送で貸出しています。弱視者の方の利用に拡大読書器を2台設置しています。また、来館の視覚障害者に対してボランティアによる対面朗読を実施しています。また、点字・録音図書については、自館作成図書を充実させ、他館との相互貸借を活用することにより、さらに貸出数を増やすよう努めていきます。 (状況説明) 現在、対面朗読はボランティアの皆さんに依存している部分があるので、自宅訪問については、ボランティアとの協議や費用についての検討が課題である。

提案の内容					処理方針(案)	備考
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課		
53	第6 第3	コミュニケーションボードの設置 提案 庁内推進会議	当日及び期日前投票所にコミュニケーションボードを設置し、投票しやすい環境を目指しています。	選挙管理委員会事務局	計画に追加 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実	
54	第6 第3	公文章の点訳体制作り事業と推進事業 提案 計画推進部会	障害福祉課の資料など、必要に応じて希望者には点字で提供する体制づくりをする 現状、見えない人に重要な文章が届いても、読む手段が不足している人がいる	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
55	第6 第3	触地図、立体コピー作成の推進 提案 計画推進部会	市視覚障害者が、新しい建物や町の中の変更になった箇所が分かるように、触地図、立体コピーを作成していくよう推進していく	障害福祉課	既存事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 NO203 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
56	第6 第3	公文書の点字化 提案 計画推進部会	公文書について、点訳を希望する視覚障害者に向けて、配布できるような体制作りをしていく	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
57	第6 第3	パンフレット等色コントラストについて 提案 計画推進部会	パンフレット等の色コントラストについては、カラーの配色のユニバーサルデザイン化を図るよう推進していく。	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。

提案の内容						
NO	章 節	事業名称	事業内容(継続の場合、課題含む)	担当課	処理方針(案)	備 考
58	第6 第3	声の広報事業の推進 提案 計画推進部会	市報を「声の広報」としてテープ等の音源化し、視覚障害者等向けに配布できるよう推進していく	障害福祉課	新規に追加 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実	点訳と共に、現在も行っている事業。
59	第6 第3	市配布物への音声コード対応の推進 提案 計画推進部会	音声コードを市からの印刷物につけていくよう推進していく。SPコードを読む機械を主な施設に設置するよう推進していく。	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
60	第6 第3	長野市の封筒への点字標記の推進 提案 計画推進部会	市からの封筒の点字を長野市だけでなく、電話番号等必要な情報も点字か出来るよう推進していく。	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
61	第6 第3	公文書等点訳・音訳資料提供希望者の一元管理 提案 計画推進部会	長野市役所各課の点訳・音訳文書については各課で対応しているが、点訳・音訳の資料が必要な人のデータベースを障害福祉課で一元管理し、なるべく多くの希望者が点訳・音訳データを利用できる環境をつくる	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。
62	第6 第3	点訳・音訳資料作成に関する指導推進事業 提案 計画推進部会	行政で作成する文書を点訳・音訳資料提供していくために必要な作成ノウハウ等の研修等を推進していく。	障害福祉課	他の事業に取り込み 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ 第3節 コミュニケーション支援の充実 情報バリアフリー事業	情報バリアフリー事業 (事業内容) 情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。ニーズに応じた情報提供の実施をします。また、障害者差別解消法等を基に「合理的配慮」の対応を含めた職員対応マニュアルを作成するとともに、職員研修を行います。